

## 第三章 美作「血税」一揆断章

今西 一

### 研究史

一八五五（安政三）年、岡山藩が穢多身分のものに限って、無紋・渋染め・藍染めの衣類を着せようとした「儉約御触書」に対して、藩領の穢多五〇余カ村がたちあがり、法令を骨抜きにした〈渋染一揆〉を研究した、柴田一氏の労作『渋染一揆論』がある。同書のなかで氏は、一揆に立ち上がった皮多百姓の「御百姓」意識の成長を問題にし、また「備中南部や備前など、部落住民の農民化がすすみ、『村抱え』的隷属関係が弱まった地域では」、「百姓の好意的同情的な行為」が生まれるが、備中北部や美作のような「部落住民の『村抱え』的隷属関係がきわめて強く残存していた地域」では、一八七二年の備中北部の農民一揆や翌七三年の美作「血税」一揆のような被差別民襲撃が起るとする。<sup>①</sup>この柴田氏の考えを、一八七二年一月の元龜山県管下の「新古平民騒動」に摘応した明山修氏の研究も生まれている。<sup>②</sup>

また近年、新政反対一揆の研究に、最も意欲的に取りくんでいる論者の一人に茂木陽一氏がいる。<sup>③</sup>氏の努力によって、新政反対一揆研究は飛躍的に進展し、その実証的基礎が据えられたといっても過言ではない。しかし氏の研究

には、以前から指摘しているように、新政反対一揆を地方制度の成立とストレートに結びつけるために、新政反対一揆の時期を大区小区制の確立期に限定したり、戸長Ⅱ豪農と貧農Ⅱ半プロレタリア層との対立が過度に強調されたり、民衆の差別意識の問題が欠落して、一揆の「進歩性」だけが摘出されているなどの問題がある。<sup>(4)</sup>

茂木氏の最初の新政反対一揆への本格的な研究ともいうべき、「明治六年北条県血税一揆の歴史的意義」という論文については、既に好並隆司氏の次のような批判がある。茂木氏は、一揆の第一段階（五月二六日の貞永寺蜂起から二七日の県庁襲撃まで）と第二段階（それ以降）とを峻別し、第一段階の攻撃目標が「小学校・被差別部落」であるのに対して、第二段階が「十五等出仕・戸長・盗賊目付」と変化したとする。そして、第二段階でのアクティヴ層に「下層・貧農層」の比重が高まり、「下級官吏・戸長層」といった人民支配機構への攻撃に一揆が集約される、というのである。

これに対して好並氏は、第一段階と第二段階に攻撃対象の変化は見られないとし、第一段階と第二段階の参加層の変化が実証的に示されていないと批判する。この限りでは好並氏の批判は正当であるが、氏はまた「一揆勢は、戸長文書を焼却する闘いを組みながら、旧士族遠藤の身分差別意識を介して虐殺事件を惹起し、農民の新政反対という階級闘争的性格を消失」させたとして、<sup>(5)</sup> とも実証なき士族指導説にこだわっている。

ここでは、美作「血税」一揆の具体的な過程を追うことによって、この一揆の問題点を考えてみたいと思っている。

一、美作「血税」一揆の経過

(1) 一揆の前提

一八七三年の「血税」一揆が起る前提を、矢吹正巳の『北条県下暴動記』は、次のように伝えている。明治維新の後――

小学校令・地租改正令・徴兵令・穢多廃止等ノ布達続出シ、頑民大ニ驚異シテ神經頗ル過敏ナリ。特ニ徴兵令ノ告諭中血税ノ文字アルヲ見テ、生血ヲ搾リ取ラル、モノト誤解シ、又、工部省御雇外国人「ゴットフレイ氏」一行ガ来県シテ、各地ノ鉱山ヲ視察シ、麦酒・葡萄酒ヲ飲用セルヲ見テ之ヲ恠ミ、又、諸官吏ガ制服ヲ着ケテ各地ヲ巡回シ、種々ノ調査ヲ為セルヲ見テ之レヲ疑ヒ、又穢多廃止ノ為メ、新平民ガ近時傲慢ノ態度アルヲ見テ之レヲ憎ミ、又小学校ノ新設ヲ見テ、百姓ニ無用ノ物入ナリト悪評シ、流言粉々物情騒然タリ。といった状態が続いていた。

此時、西々条郡貞永寺村ヲ中心トシテ、付近六七村ノ頑民凝議シ、旧藩時代ノ強訴ニ倣ヒ、衆力ヲ以テ之レヲ拒否セント欲シ、屢シバ各所ニ密会シテ遠近ニ内牒シ、窃カニ竹螺・鹿槍・棍棒等ヲ準備セシメ、機会ノ至ルヲ待チシヨリ

と、かなり一揆の計画性が強調されている。<sup>6)</sup>これは、「血税」一揆の指導者として処刑された、貞永寺村の元総代筆保卯太郎の供述なども照応している。筆保自身は――

自分儀、兼テ当村総代役相勤居候処、近来御布令乍恐何事ニ不依心ニ不慊、就中徴兵・地券・学校・屠牛・斬髮・穢多ノ称呼御廃止等ノ条件ニ至テハ実ニ不奉服、如何ニモ御損廢ニ相成、従前へ復シ度ト偏へニ心ヲ苦シ

メ、其次第歎願可致ト一応ハ思出候得共、熟ラ当今ノ時勢ヲ察スルニ、只管願出候共必御許容ニハ相成間敷、彼是時日ヲ費サンコトヲ、恐レ多クモ寧口強訴ト名ケ、徒党ヲ結ビ暴動ヲ起シ、兇威ヲ逞フシ県下へ迫ラバ、右ノ勢力ヲ以テ圧倒シ、前書ノ事件自然御取消ニ相成可クト、兼テヨリ窃ニ思惟致候

と語っている。しかし、この供述は五度にわたる「拷問」の末に書かれたものであり、その信憑性には大いに疑問がある。だが、他に有力な一次史料の見られない今日、もう少し筆保の供述書を見てみよう。

人心ノ不平ニ乗ジ、流言ヲ以益衆心ヲ誑惑シ、素志ヲ貫徹ス可クト考へ、徴兵令ニ「血税」ト云儀有之ヨリ、徴兵ノ御用ハ、徴ニ当ル人民ノ生血ヲ絞リ候事ニテ、十七歳ヨリ四十歳マデノ者共安堵難相成旨申触シ、猶又白衣ヲ装候者、右人当ノ者ヲ引立ニ可来段ヲ主張シ、誰彼ヲ不論諸人へ申聞候  
といった、「流言」を広めたと語っている。

そして五月に入ると、貞永寺村の塚本儀四郎、古川村の竹村伴蔵、小座村の正景総市・北村光蔵、知馬村の友安宗一らに、「白衣ノ者ヲ装シ差出シ、之ヲ合図ニ鐘ヲ撞キ螺ヲ吹、報知ヲ做ス間、各村迅速ニ集合スル様」といった連絡をとりあっている。同月二〇日に、総代役も辞任して「機会ヲ待」っていると、同じ村の筆保実五郎が、「土居村ニテハ強訴ヲ企ル議定書ヲ取立ル趣」だが、貞永寺ではどうするのかと聞いてきたので、「巳ニ時節ノ来ル」と実感した。

そこで五月二二日、「円宗寺村辺赤埜<sup>あかき</sup>河原へ血取ノ者来ル」と叫ぶと、すぐ村中に伝わり、鐘が撞かれ、竹法螺が吹かれて、一同が参集した。また村内ばかりでなく、小座・馬場・円宗寺・土居・上森原などの諸村からも人々が駆け付けてきた。ここでも円宗寺村の溝口万蔵・山田左市、馬場村の松本徳蔵らを招きいれて、「白衣事件」の計略を話した。

二五日、同村の筆保実五郎に白衣を着ることを同意させ、津山城下坪井町の古着屋で白衣を買い求め、二六日の

朝、実五郎に白衣を渡して、戸長桜井広政の家に呼かけていった。そこで元副戸長桜井孫左武郎と出会って話していると、同村の筆保実五郎がやってきて、昨日の円宗寺村溝口治平宅の火事について話しだした。

その時に、桜井邸の門前に塚本儀四郎が来て、今日、留守宅へ白衣を着た二〇代後半の男がやってきて、一飯を与えるように儀四郎の母とめに言った、という話しを伝えた。卯太郎は、これで「兼テノ策略図ニ当レリト」と確信し、「其レハ不容意儀ニ付、右白衣ノ者ヲ可捕押」と言いだして、岩五郎・儀四郎を連れて搜索する体を装った。岩五郎は、すぐに庵寺の鐘をたたき、近村の連中は待ち構えていたので、それぞれに竹法螺を吹き、竹槍を携えて、瞬時に「一千人」が集った。山や谷を搜索したが、白衣の男は見つからず、誰が言ったともなく、「和田村へ逃亡」した、ということになって、群衆が同村へ押し寄せ、「乱妨」が始まった。ここでは、筆保は手を出さなかったと語っている。

先述したように、これは事件から五カ月近くたった一〇月に、しかも拷問の末に筆保が語った供述である。ここでは、筆保の計画性が過度に強調されている危険性がある。事件により近い、七月二〇日付の大蔵省一一等出仕松村秀実らの大蔵省宛文書には――

西々条郡土居村中死者有之、右ヲ葬送致候者、白衣ノ俣婦村懸ケ或家ニ立寄候ヲ、乍遠路見請候者見誤リ、外國人絞血ニ来候杯、無謂事ヲ相呼候ニ付、兼テ議定致居候事ノ如ク合図ヲ為シ、土居・貞永寺村ノ者共走集リ、山谷無遺漏探偵シ、各村暫時ニ鼎沸人氣、増々不覇ヲ生ジ、或ハ酒氣ニ乗ジ繡集暴動、其勢忽チ挙国ニ亘リ、東西南北ニ蹂躪致シ候儀ニ有之

と記している。ここで「白衣の男」は、葬式帰りの男を見まちがえたことになっている。「白衣の男」に、どれだけの計略性があつたかは分らないが、卯太郎の供述では「一千人」、「北条県史」の「騷擾顛末」では「数百人」の人々が瞬時に集つたのだから、事前に相当の計画が行われていたことだけは、間違いないであろう。

(2) 一揆の勃発と経路

後年の史料であるが、寺岡雄平の『美作騒動記』は、一揆の勃発を次のように書いている。

明治六年五月二十五日、円宗寺上分溝口治平ノ家火災ニ罹ル。其翌二十六日午前九時頃ヨリ、付近ノ者、灰寄ト称シテ跡片付ケニ集リタル折柄、午後一時頃、誰謂フトナク可笑ノ風説伝ハレリ。「今、貞永寺村ニ、白装束ヲ付ケタル三人ノ怪シゲナル者現レ、暫時ニシテ山中ニ入レリ。之レ年小ノ児女ヲ補ヘテ、活血ヲ搾リ取ラシガ為ナリ」ト。兎角スル内ニ、又一報アリ。「今暁、久米郡坪井村ヲ、ビードロ壘二人ノ活血ヲ詰メタルモノヲ提テ通り過ギタルモノアリ」ト。後チニ之ヲ取り調べタルニ、葡萄酒ナリシト云フ

筆保卯太郎たちとは違って、一揆に参加した群衆のなかには、〈血取り〉や〈子取り〉の話しが囁かれていたことは、他の史料からも確認できる<sup>(9)</sup>。

一揆勢は、白衣を着た捕亡吏体の男が、貞永寺村の桜井戸長宅に隠れているという噂を信じて、戸長宅に押しかけ、「家屋ヲ搜索、乱妨」し、居合せた副戸長を打擲した<sup>(10)</sup>。そして、隣村の和田村へ向かい、「日笠伊作方ニテ酒ノ饗ヲ請ケ、酒氣ニ乗ジテ永田桐隠ノ私塾ニ立寄り、手当次第、戸障子カラ建具器具ヲ破壊シ、或ハ書籍ヲ河中ニ投ゲ棄テルナゾ」の乱暴狼藉をはたらいた<sup>(11)</sup>。

同時に、「付近ノ新平民近時傲慢ノ態度アルヲ以テ、此際宜シク懲罰スベシ」という声があがり<sup>(12)</sup>、和田村の被差別民の家一四戸を打ちこわし、同一戸を放火して、土居村同一戸、寺元村同一戸を打ちこわしている。

そして、円宗寺上村より二手にわかれ、一方は沢田村・市場村を経て東に進み、一方は香々美村から南下して、円宗寺・下竹田・寺元・古川・吉原・神戸村を経て、両者は院庄村の桜神社付近で合流した。「沿道ノ村役人等ハ、其脅威ト迫害トヲ懼レテ、皆之レガ歛心ヲ買ハントシ、酒又握リ飯等ヲ饗」した。桜神社の付近は、「サナガラ潮

ノ湧キ立ツガ如ク、人ヲ以テ埋マリ、其数何万ナルヲ知ラズ」という状況であつた。

また、道を西北条郡田邑村筋にとつた一揆勢は、同村の小学校と戸長「土居通信方ヲ襲ヒ、屋内ニ侵入シテ、手当次第ニ家什家器ヲ破壊シ、又酒倉ニ入りテ鱈腹鯨飲シタル後、数十箇酒桶ノ柄(ほぞ)ヲ抜キケレバ、涸渴セル小川ハ一時ニ流溢シテ、為ニ水車ヲ廻転セシメタリイフ」。この一群が、同村平尾から戸島村を経て院庄村に至り、桜神社付近の一揆勢と合流するが、途中で戸島村の被差別民を襲撃している。<sup>13</sup>

一方、古川村を經由した一群は、同村副戸長佃治郎衛の家に乱入して同家を破壊し、翌二七日午前二時、吉原・神戸・院庄村の被差別民の家屋二七戸を放火し、一九戸を破壊している。「火焰煌々トシテ、サナガラ昼ノ如シ」という。この時、院庄村の被差別民幸吉が、脇腹を突かれ、各所掲示場が一カ所破壊されている。

二七日払暁、一揆勢は宮尾村の中須賀河原に集合した。近村を扇動して、随行しない村には「悉ク放火セント脅迫シ」、退去しようとする者がいたら「銃ヲ擬シテ拒否ス」るので、その数は二〇〇〇人を越えた。宮尾村でも、一揆勢には「中須賀ノ民、暴行ヲ怖レ、酒食ヲ給シテ之レヲ犒ス」という状況であつた。<sup>14</sup>

一揆勢は隊列をととのえて津山に向かうが、二宮村を過ぎた頃、誰かが「特殊民等、先ノ放火ヲ憤リ、諸子ノ不在に乗ジテ各所ニ横行シ、火ヲ放チテ、之ガ復讐ヲ謀ラントス。諸子速ニ歸リテ、各々之ガ警戒ヲ怠ル勿レ」というと、これ幸いと、すごすごと村に引きあげる者がいた。<sup>15</sup>

二宮村で田邑村方面から来た一揆勢と合流して二手にわかれ、一方は川を越えて久米南条郡一方村の一五等出仕植月澄江邸と同分家を襲撃し、家財をことごとく破壊した。また一方は、津山市中に入って、午前九時過ぎ西寺町愛染寺に集結し、同寺の教学院を襲撃した。

この時、北条県権参事小野立誠ら官員数名、西寺町寿光寺に出張し、愛染寺前の東角に臨んで退散を説得するが、一揆勢は容易に退かなかつた。寺和田村の亀川熊蔵などが、県官の前に進み出て「讒謗罵詈」したので、県官側は

怒り、ひそか配備していた貫属士族三〇余名が一斉に銃を発した。「銃丸面部ニ中リ、眼球ニ露出シタルモノ、北<sup>⑤</sup>ゲ迷ヒテ、背後ヨリ一刀ヲ浴ビ、背中ヲ豎ニ斬割ラレタル者、鮮血地ニ濺ハセ、<sup>(ただよ)</sup>慘憺タル光景、一見目ヲ蔽フニ足ル」状態であった。<sup>⑥</sup>結局、捕亡吏の羽根田政次が重傷に倒れ、一揆勢は即死四人、重傷二人、軽傷六人であった。

(3) 北部への波及と〈津川原の虐殺〉

『北条県下暴動記』には、「東北条郡加茂谷諸村ノ暴徒ハ、夙トニ貞永寺村付近ノ暴徒ト気脉ヲ通ジテ時期ヲ待ち居タリ」と書かれているが、北部では二六日、貞永寺村蜂起に呼応して楢井村が一揆に立ち上がった。一揆勢は、たちまち加茂谷一円におよび、翌二七日には、行重・小中原・搭中村・桑原村の者約一五〇名が、宇野村副戸長美土路貞逸宅に押し寄せ、盗賊目付森本定治と副戸長久永文四郎の差し出しを要求して、騒動に発展した。

そして、黒木村の副戸長福原一良宅を襲撃して、戸賀・斉野谷・小中原から搭中街道をぬけて上加茂に入った。ここで知和村副戸長内田紋三郎、山下村同小原徳三宅を襲って、河井・物見にまで進出した。その後、ふたたび内田紋三郎宅を襲って、一群は小淵村の副戸長鍋島孫一宅を、もう一群は青柳村入口にあった同中井与平宅を打ちこわした。

ここから加茂町中心部の小中原村学校会議所と成興寺、小中原村副戸長岸本熊逸、中原村同垂井正平・同牧寛一郎、成安村同尾島源八らを次々襲撃した。さらに下津川村戸長豊田貢・副戸長上原哲次・同豊田荘治宅へ押し寄せ、家屋を破壊した。豊田貢家破壊の様子を、豊田二郎所蔵の「履歴書草稿」は、次のように伝えている。

其挙動ヲ望メハ、暴徒ハ竹鎗・昆棒・猟銃等ヲ提ケ、先ツ上原(哲次―引用者)ヲ破リ続テ豊田ニ迫リ、公用書類及古文書等ヲ蚊帳ニ纏ヒ、宅前ノ田中ニ焼失ス、其数櫃九個ニ収ム。其他天井・柱戸棚・建具・敷物等屋内ニ在ル家財、一トシテ破碎セサルモノナシ。独リ短筒・長持等他人ノ家ニ托セシモノ其災ニ罹ラサルノミ



と、打ちこわしの徹底ぶりを物語っている。その後一揆勢は、勝北郡広戸村辺の勢力とも合流して、二九日、津川原村の被差別民を襲撃する。その前日から「同部落民ハ既ニ此事アルヲ予知シ、刀鎗其他ノ武器ヲ用意シ、或ハ肥桶ヲ黒ク塗りテ、大砲ヲ備エ付ケタルガ如クニ装ヒ、専ラ虚勢ヲ張」ったために、かえって一揆勢を激昂させ、「同族中ノ富豪ニテ、巨頭タル宰務半之丞、及手習師匠朝日八郎（之ハ新平民ニ非ズ）、松原治三郎外三名」が陳謝するが――

群衆ハ、之ヲ加茂川ノ辺ナル火葬場ノ傍ナル一陣ノ内ニ押入レ、最初ニ半之丞ヲ牽出シ、之ヲ水留ノ中ニ突落シ、悲鳴ヲ挙グルヲ用捨ナク、鎗ニテ芋刺ニ串貫キ、且ツ、石ヲ投ゲ付ケテ之ヲ殺シタリ。夫ヨリ順次ニ、同一方法ヲ用ヒテ五人ヲ殺シ、最後ノ六人目ナル松田治三郎ニ至ルヤ、隙ヲ見テ逃走セントシ、今一步ニテ加茂川ニ飛ビ入ラントスル所ヲ、後ロヨリ石ヲ擲チ、之ヲ惨殺セリ

猛り切った群衆は、被差別民の家に火を放ち、半之丞の居宅ならびに土蔵三棟、納屋一棟をはじめ、全集落一〇二軒を灰燼に帰した。そのうえ、泣き叫び逃げまどう「老少婦人ヲ捕ヘテ、脊ニ藁束ヲ縛シ、之ニ火ヲ放チテ焼死セシムルナゾ」、残忍を極めた。この時、山林に隠れたる者まで探しだして殺傷し、死者男性は一人、女性は七人、負傷者は一〇余人に及んだ。これが〈津川原の虐殺〉である。この後、二七日にも下高倉村の被差別民四戸が焼かれている。

(4) 西部・南部・東部の動向

西部各地では、二七日津山の西寺町を敗走した一揆勢は、二宮村の高野神社に集結し、また一方村に向かった一揆勢もこれに合流した。同日午後一時頃、この地に住んでいた元津山藩大参事海老原極人が、一揆の指導者を集めて説得し、西寺町の惨状を見た人々が帰ろうとするが、原田村の小野亀之進らは竹槍でもって帰村しようとする群

衆を阻み、頑としてこれに従わせなかった<sup>18</sup>。

衆議は一決して、二宮村を本拠として一部をとどめ、他は西に向かって進行した。途中、一群は山背越えに公文村に行き、その他の大部分は坪井に進んだ。まず坪井下村では、小学校校舎を破壊し、同村出身の等外一等出仕安藤善一、中北上村副戸長久山知住・同久山銀太郎の家を打ちこわした。

この時、大庭郡西原村周辺の農民約六〇人程が、蜂起して高田川を渡って落合に進出し、「脅迫募集」して約三〇〇人に膨れあがり、中北上村で合流してきた。深夜、ともに目木村に進出し、同村出身の一五等出仕美見孝治、同村副戸長福島由己宅を打ちこわして、台金屋村小学校を破壊した。また久世村小学校校舎、および副戸長景山敬行・同定方喜代治の家も破壊した。

二八日払暁、一揆勢は勝山に入り、高田村戸長田中元造・同副戸長大塚長四郎の家を打ちこわし、旧藩庁の設置した小学校も破壊した。ここで一揆勢は二手にわかれ、一群は高田川に沿って市瀬に向い、他の一群は山中方面に進出しようとして、途中柴原村副戸長八木耕輔・同八木近平の家を破壊した。後に後者の一群は、柴原村在住華族三浦寛の説得によって、一揆を解散している。

しかし、市瀬に向かった一群は、二八日午前一〇時頃、上市瀬村小学校と戸長妹尾五平宅を破壊して、落合に向かった。同夜、落合方面から来た一揆勢は、下市瀬村盗賊目付の家に放火して、同長屋を焼却し、ふたたび妹尾五平宅を襲撃した。

一方南部では、二七日、二宮村でわかれて一方村の植月家を襲撃した一揆勢は、古城村の被差別民平山某の宅を破壊した。この時、津山西寺町の変を聞いて二宮村に引き返した一群が、途中、山ノ城村の小学校校舎と盗賊目付の家を破壊した。この一群は、表木村の被差別民の集落に焼打ちをかけようとするが、「部落民降伏、哀ヲ請ヒシヲ以テ災禍ヲ免カル」ことになった。同夜、西幸村戸長の神坂新右衛門宅が放火され、隣家も類焼した。

翌二八日未明、一揆勢は下二ヶ山手村の戸長治部栄治郎の家を放火して、同家の鉾山事務所も破壊した。この時、公文村方面に向かっていた一揆勢は、途中神代村盗賊目付の家を破壊し、里公文村に入って戸長井上謙吾の家を焼却した。

この後、桑村に転じて、元鶴田藩庁に仮設されていた小学校を焼き、上打穴里村で二手にわかれ、一群は小原村方面に向い、一群は角石祖母村ついでしそぼに入った。後者の一群は、角石祖母村出身の一五等出仕佐藤門平と和田南村盗賊目付の家を破壊し、福渡村にでて同村と下神目村の盗賊目付の家を破壊して、弓削村に至った。この間にも、神目中村小学校を破壊した。一揆勢は弓削村で二手にわかれ、一群は大戸村方面に向い、大部分は二宮村に帰った。

また小原村方面に向った一群は同村で一夜を明し、二九日、上打穴里村副戸長国宗唯一八と同村盗賊目付の家を破壊した。その後、下打穴里村副戸長黒瀬雲治と捕亡吏の家を破壊して、錦織村立満河原で休息した。ここで衆議して、中須賀村に出発した。しかし、午後三時、海老原極人らは、この一揆勢を待ち受けて説得し、解散させることに成功した。

同夜、数千人の一揆勢が、立満河原に到着したが、中須賀村に向った一群が解散したことを聞いて動揺し、翌二九日、服部政徳らの説得を聞いて解散した。ただ、大戸村に向った一群だけは、約一〇〇〇人に膨張して津山川を南下し、二八日、山之上村の副戸長石戸国平、藤原村同福田照蔵の家を破壊して、川を渡って勝南郡吉ヶ原村に侵入した。

東部の一揆は、二八日、久米南条郡藤原村から勝南郡吉ヶ原村に入ってきた一揆勢によって始まる。一揆勢は、飯岡村の侠客善太などの案内で、飯岡村小学校と盗賊目付の家を破壊し、高下村百姓総代宮内八郎治の家を打ちこわした。その後、英田郡福本村に入って、戸長田中彰甫と盗賊目付の家が破壊された。ここで二手にわかれて、一群は倉敷川を渡って勝南郡に入り、金屎村戸長井上吉男、稲穂村出身五等出仕西村総雄、藤田上村副戸長村上延寿、

藤田下村同中村孝庚の家を破壊した。夜になると行信村出身一五等出仕矢吹経正の家を破壊し、家財を焼いた。矢吹経正家破壊の様子については――

家人は暴行の行はれた翌日に帰宅したのであるが、その惨状は実に目もあてられぬものであったと云ふ。即ち夜具蒲団の類は悉く戸外に運び出して焼き払ひ、家具類は或は焼き捨て、或は井戸に投じ、畳は脇差を以て十文字に切り払ひ、戸障子、唐紙の類は全部取りはずして戸外に運び出して破壊し、或は焼き捨て、更に壁といふ壁は悉く突き毀し、その土は床上四五寸を堆積し、家人が帰宅した時には家内は一物も無く、家の奥に居ながら戸外を通る人が見られたと云ふことである。更に屋根瓦をも悉く取壊した為に全く家の形をして居るといふだけで、原形は全くみられなかったといふ

という状態であった。<sup>19</sup>

二九日朝、転じて柵原村に至り、戸長福田政徳の家を破壊して、周佐・書添村などを威嚇して百々村に出て、観音寺に設置した小学校を破壊している。この時に一〇〇〇人を越えたといわれ、津山より出張してきた矢吹正則らが一揆勢を説得するが、埤和地域の一揆勢の強行な反対によって失敗する。

一方、福本村より倉敷川に沿って北進した一群は、二八日夜に倉敷村に到着し、翌二九日、原村戸長安東与右衛門と川北・川崎両村の盗賊目付の家を破壊した。この時、国貞村の侠客槌蔵が、山家地域の農民を多数連れて参加し、槌蔵の先導で江見村に至った。

一揆勢は、江見村で二手にわかれ、一群は土居村に向って、盗賊目付の家を破壊して、被差別民の家二五戸を焼却した。そして吉野郡に入り、壬生・立石両村の盗賊目付の家を破壊し、五名村の被差別民の家一戸、桂坪村の同二五戸を焼いた。また、下町村の小学校舎、宮本村の盗賊目付の家を破壊し、古町村を経て勝北郡に入った。

他の一群は、江見村から鯉村を経て吉野郡馬形村に入り、同夜戸長豊福俊雄の家を焼き、次いで勝北郡小畑村の

一五等出仕赤松醇之助の家を破壊した。この時、梶並川に沿って、真加部村戸長三宅与右衛門宅を破壊し、川下から来襲してきた一揆勢五〇人と合流し、夜半、ともに豊久田村の被差別民の家三六戸を焼失させている。

東部勝北郡の広戸村周辺は、二七日には津川原襲撃には向うが、他は各所に屯集して、一揆勢を送迎した。これは一種の「自衛策」と見られている。

この他には、二七日の東南条郡初山小学校の破壊があり、二九日の勝北郡広戸村戸長竹内八郎宅の焼却、副戸長広戸嘉太郎宅と盗賊目付宅の打ちこわし、新野西村副戸長村田貫作宅の破壊、荒内村副戸長井戸広作宅と盗賊目付宅の破壊があった。そして三〇日、新野東村副戸長寺阪卯平治・同河本幸平と盗賊目付の家が破壊され、楢村戸長仲矢権七宅、高田村盗賊目付宅が破壊されて、英田郡平田村出身の捕亡吏宅が破壊された。しかし、これらは一揆の経路がよくわかっていない。

## 二、一揆の結果と被差別民襲撃

### (1) 一揆の結果

一揆の鎮圧には、既に五月二六日、北条県小野立誠参事は、「貫族士族ヲ徴発シテ、府庁ノ警衛ニ充ントシ、即時召集状ヲ発」した。翌二七日に貫族士族は三〇〇人ほど集ったが、銃砲弾薬の準備ができないので、約三〇人ほどを選抜して津山に派遣している。

二八日には、元津山藩大参事渡部兼道、権大参事小沢泰らが、貫族士族らの部署を決め、「壯者ヲ以テ銃手三隊ヲ編成シ、中老者ヲ以テ説諭方ヲ組織シ」ている。また五月三一日、岡山県大属西毅一、同権少属橋本貞固が貫族士族一〇〇人を引率して来援し、同日、元真島藩士族石井真道らが貫族士族三〇人を率いて来県している。このよ



図 美作「血税」一揆の進路（略図）

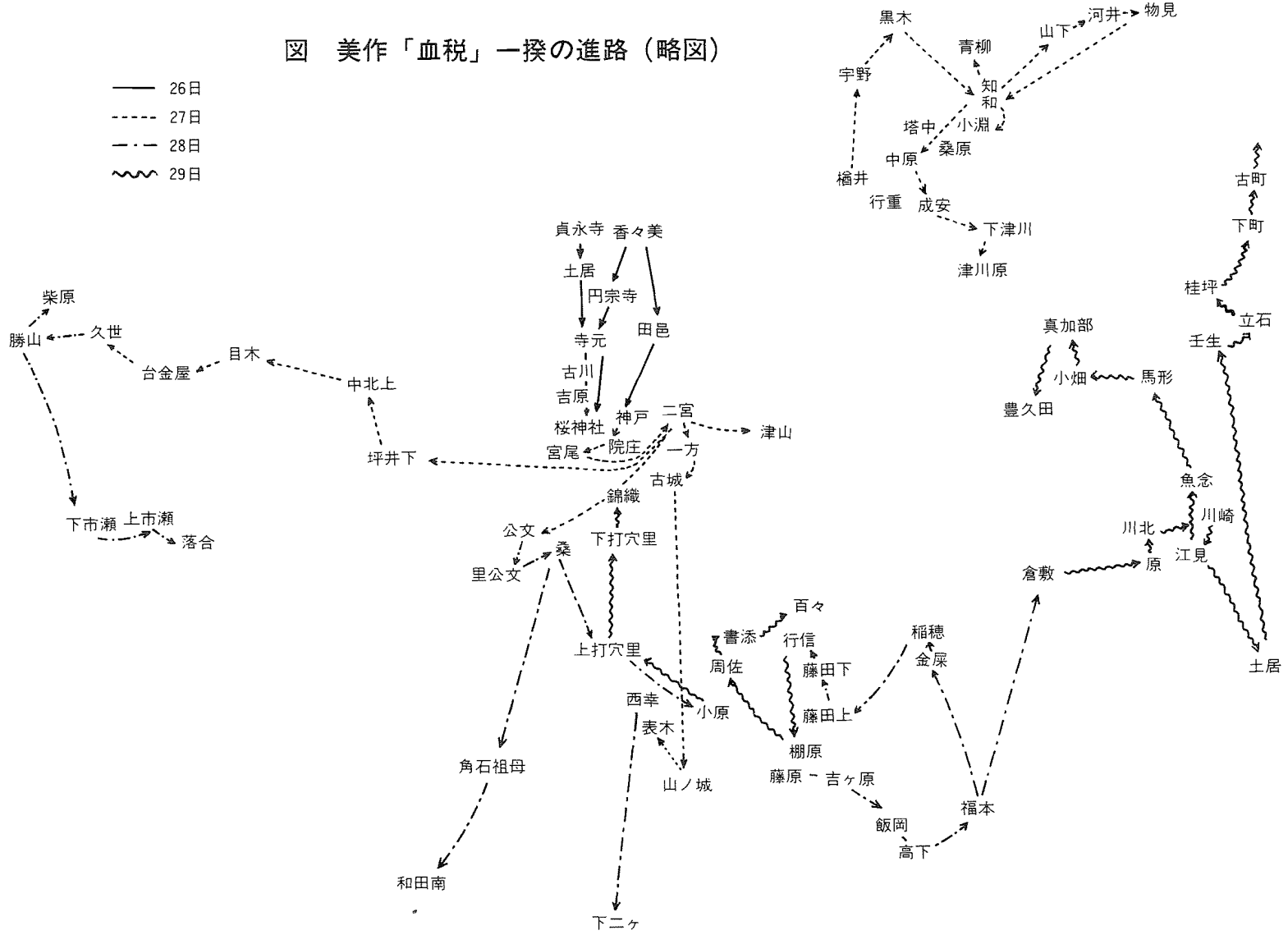


表2 各郡別の被害状況

郡別	一五等出仕	等外四等出仕	等外捕亡吏	戸長	副戸長	盗賊目付	村役人	被差別民	小学校	鉾山事務所	郷蔵	合計
西条				1	1			43	3			48
西北条				1					1			2
津山									1			1
東北条				1	16	3			1			21
東南条								54	1			55
勝北	1			3	6	5		138				153
勝南	1	1		3	8	3	4	2	3			25
久米北	2		1	1	4	5			2			15
久米南	1			2	2	4	1	1	1	1	1	14
大庭	1				3				2			6
真島				2	3	1			2			8
英野			1	2		4		25				32
吉野				1		3		26	1			31
合計	6	1	2	17	43	28	5	289	18	1	1	411

出典；『備前・備中・美作百姓一撥史料』第5巻、『郷土の文化資料』第5集他。

殆どが元を含んだ村役人か、類焼で焼け出された人々である。一揆勢は、見事なぐらい戸長、副戸長、盗賊目付、被差別民、小学校を攻撃している。なかでも被差別民への襲撃が最も多く、四三二軒中三一四軒（七二・七％）をしめている。その次が副戸長の三三軒（七・六％）、盗賊目付の二六軒（六・〇％）、小学校の二二軒（五・一％）といった順になる。しかも、被差別民の場合は、八〇％以上が焼打ちにあっている。

表1では圧倒的に被差別民が多くであるが、前節の叙述や表2の各郡の数字を見てもわかるように、被差別民攻撃は一度で大量の犠牲をだしている所が多い。地域的に見れば、戸長・副戸長・盗賊目付がまんべんなく攻撃されている。特に勝北郡が一五三軒と大きな数字がでてきているが、これは〈津川原の虐殺〉の時の放火一〇二軒を含んだ数字である。部落襲撃は、「詫書」をとって未然に終わったものや、軒数の不明なものを除いたので、実数ははるかに多くなる。表2自体が、諸記録からとっているもので、表1より過少になっている。



表3 死傷者

種別		男	女	合計	備考
即死	被差別民 一揆勢	11 <sup>人</sup> 6	7 <sup>人</sup> 0	18 <sup>人</sup> 6	内14名は津川原
負傷	被差別民 一揆勢 捕亡吏	4 9 1	7 0 0	11 9 1	重傷後死亡

出典：表1に同じ。

表4 勝南郡の随行者数

区	全戸数(A)	贖罪金	杖罪	囚獄	合計(A)	随行者率(B/A)
19	807 <sup>戸</sup>	119 <sup>人</sup>	15 <sup>人</sup>	4 <sup>人</sup>	138 <sup>人</sup>	17.1 <sup>%</sup>
20	908	418	0	4	422	46.5
21	1153	0	4	0	4	0.3
22	1182	89	17	3	109	9.2
合計	4050	626	36	11	673	16.6

出典：『郷土の文化資料』第5集。

しかも被害者のなかで、即死二四名の内一八名は被差別民であり、負傷者二一名の内でも一一名は被差別民である(表3)。この一揆が、誰に対して最も大きな被害を与えたかは明らかである。

処刑者の数から随行者を考えると、一八七三年の北条県の全戸数が五万九七二戸・人口二一萬五七九二人であり、処刑者総数は二万六九一六人である<sup>(22)</sup>。したがって、人口比で一二・五%、戸数比で五二・九%になる。

これだけ多数の随行者があるのは、村ぐるみの〈参加強制〉による動員が多かったことを示している。ただ、各区別に随行者がわかる勝南郡の例を見ても、二〇区の四六%余から二一区の〇・三%まで随行者のバラツキが目立っている(表4)。

刑罰は、収贖罪二五六名、贖罪二万五九四七名、笞七名、杖六一七名、懲役六四名、斬罪一五名である。死刑は、一五名の内、筆保一人を除いて他の一四名は、すべて〈津川原の虐殺〉での加害者たちである<sup>(23)</sup>。

(2) 一揆の要求と被差別民の虐殺

一揆の要求書を見ると、加茂郡では次のような課題が掲げられていたという。

東北条郡  
加茂郡 三十二ヶ村百姓願 北条県宛

- 一、五ヶ年ノ間、貢米差除ノ事
  - 一、徴兵トシテ鎮題<sup>チンダ</sup>へ御引上ノ事
  - 一、御一新以来諸運上、一切御廃止ノ事
  - 一、斬髮御廃止、従前へ御復ノ事
  - 一、地券一件出費ハ、貢米ヲ以御立用相成度事
  - 一、野山取調并ニ絵図并ニ絵図面入用、右同断ノ事
  - 一、穢多ハ従前へ御復ノ事（斃牛馬勝手処理に反対―筆者）
  - 一、牛御廃止ノ事
  - 一、耕地へ桑苗或ハ茶木植付御廃止ノ事
  - 一、正副戸長従前へ御復シ、給米同断ノ事
- 右ノ通奉願上候也 五月二十九日

ここでは、新政の過酷な収奪と、旧慣の廃止が問題になっている。<sup>24</sup>「正副戸長従前へ御復シ、給米同断ノ事」など、要求の保守的性格が目につく。豊田貢の『遭難記』によると、七三年二月、北条県は次のような「演説筆記」を発している。

昨壬申年、管下民費之金額多きにより、貧民中自然活計之道を失い候者も有之哉に相聞え、憫然之至に候。然

れども、天下一般の御規則にして、当県下のみに非らざれば、困苦を忍び、勉力して、以て課賦之金額出さずればあるべからず。抑、昨年之儀は、置県来百度一洗、引続き戸籍及び地券調査等、近古未曾有之繁務たる事、上下共に知る処、経費も亦、平年に数倍する所以にして、畢竟、各自之権利を保護せらるる為に尽す之義なりと、<sup>(25)</sup>七二年には、例年に倍する諸経費の収奪を行っていたことを、北条県自身が認めている。しかし、蜂起した農民たちは――

「先般御布告不服ノケ条、第一、徴兵ニ御差向、人血ヲ取之トノ事。第二、往古ヨリ仕習ノ頭断髪一件。第三、学校費其他已前ノ殿様トハ違テ、何モ角モ唐人フウニナル」杯、無根ノ悪評ヲ立、「此俟ニテハ人種キレル」或ハ、「穢多ト同様ニ被取扱、極意ハ異人ノ支配トナリテ、百姓第一宝ノ牛モ皆喰レル。田地ハ旧属士族ト百姓町人惣平均ニナル」

といった、<sup>(26)</sup>徴兵、断髪、小学校、賤民「解放」、牛の取り上げ、土地均分などに恐怖している。また、異人の支配になり「人種キレル」などといった、血統の乱れを恐れる、種姓観念からの反対があることは、注目される。

従って「穢多ト同様ニ被取扱」を恐れた農民たちは、当初から「穢多狩」を考えており、西々条郡の吉原村を襲撃した時も――

「其方共、平民ト相成、已前ノ身分ヲ不顧、不礼ヲナシ不届至極。自今、元ノ身分ト相成、御百姓ニ対シ従前之通可致、請書差出可申哉。於無左ハ、焼払ノ上人命ヲ絶ス」ナド申触。返答差迫候処、於穢多ハ、「私ニ平民ト相成義毛頭無之。天下一般民籍エ編加被仰付候事故、決テ元穢多ト可相成所存無之」<sup>(27)</sup>と拒否されると、一軒残らず火をつけている。

そして結局、勝北郡津川原の虐殺ということになる。まず一揆に参加し、五人の被差別民殺害に手をかけた、東北条郡宇野村の農民宇治貞蔵という二三歳の青年の供述から聞いてみる。彼は――

自分儀當五月廿七日、兇徒ニ脅誘セラレ、竹槍ヲ携へ隨行所々奔走、翌廿八日ニ至リ、下津川村ニテ何レノ村方発意致シ候哉、勝北郡旧穢多津川原村之者共、穢多号ヲ御廢止之後、従前ノ身分ヲ忘レ、兼テ不礼之仕向不  
少、依テ右村人家放火及乱暴趣伝承致シ居候内、最早右村人家燃上り候、付テハ旧穢多共ハ山手へ逃退潜居罷  
在ハ必然ニ付、捜シ出シ可打懲旨、是又誰之發言トハ不覚申喚り候折柄、自分モ予テ不快ノ余リ其意ニ泥ミ、  
同村川田嘉平治申合せ、同日午后五時頃ヨリ津川原村山手ニ登リ、所々探索致シ候得共見當不申：

と述べている。貞蔵は、元穢多の人々が「従前ノ身分ヲ忘レテ」不礼になったと自分も感じているという理由だけで、元穢多の「打懲」行動に参加している。一度は津川原村の人々を見失うが、翌二九日――

最寄巖窟ニ潜ミ居候、津川原村山本小一郎並同人母ツヤ、小一郎兄山本権平妻シモ、同人女ハツ、外ニ山本與平女コムメ、右五人ヲ見當リ可取押ト立向ヒ候処、逃去掛ケ候ニ付忽然殺念生ジ、矢庭ニ石ヲ投ゲ付、旧穢多共ヲ見付候間、加勢致シ遁ス間敷ト高声ニ嘉平治俱ニ相喚り候処、近傍ニ居合候其節名前不存、広戸村大谷類次郎・小島伴次郎・井上良吉・水島寅平駆来リ、俱々頻リニ石ヲ投ゲ居候内、追々多人数ニ相成、右小一郎並外四人共、頭上其他総身疵所出来出血致シ、小一郎ハ疵受候俣逃去、「ツヤ」「シモ」「ハツ」「コムメ」等ハ右疵ノ為メ打倒候ニ付、竹槍ヲ以テ右ノ内ハツノ横腹ヲ突及殺害、次ニコムメノ胸先ヲ同様突立候得共、其節絶命ニ至候トハ相覚不申候、ツヤ、シモハ党類ノ内ニテ追々突殺申候、前書逃去候小一郎ハ同所ヨリ五拾間計り下り候所ニテ、右疵ノ苦痛堪兼候哉、下帯ヲ樹木ニ掛ケ縊死致シ居候旨、同類ノ者ヨリ承り右死屍ハ見不届申候

と語っている。この供述書のなかには、貞蔵の「殺念」が強調されていたり、被害者の名前が正確に書かれていたりして、かなり取調官の誘導が見られるところがある。しかし、五人の死体が「疵所身体ニ数ヶ所アリ、創痕詳ニ難記」と記されているところからも、相当に激しいリンチを行ったことが想像できる。なかには――

同廿九日、同郡津川原村へ相越候処、村ノ後口段畑ノ上ニ於テ、同村旧穢多安藤千代蔵母加多燃火ノ辺リニ打倒サレ、衣装ニ火移リ燃上リ煩悶致シ居候上ニ、牛ノ荷鞍等ヲ積ミ有之ヲ見受ケ、此者儀迎モ焼死致スヨリ外無之、左アラバ苦痛ナク断然死ニ致サントノ念慮相発シ、傍ニ見當リ候鍬ヲ拾取り、加多首元ヲ致打擲候処、忽チ絶命ニ及ビタルト見受、同所ヲ立退候：

と、生きたまま焼かれた女性もいる。「皮多富豪」幸努久米七の母さきも、「死骸ハ火ニ焼爛シ居候」と、その死骸を焼かれている。

また一揆の群衆が口々に語る、元穢多の「不礼」「不敬」とは、「元身分之通下駄・傘等ハ村内ヨリ外へハ不相用、且近村ノ平民へ用向有之節は門外ヨリ草履ヲ脱ギ、途中ニテ出会候節ハ頭ヲ地ニ下ゲ礼讓正敷可致」といった、身分秩序が崩壊することに対する危機意識である。<sup>(28)</sup>

焼打ちにあつていない被差別地域でも、『久米郡誌』の記述によると――

苦田郡では加合原、本郷、津川などの特殊部落が甚だしい迫害を受けて惨状を呈したが、本郷の部落は何れもたいした難を蒙らずに済んだ。その代り一札といふものを書いて平あやまりにあやまつたのである。

といった、詫書を取られている。<sup>(29)</sup> その詫書の一例を見ると――

差入申御詫書

私共儀、從來穢多之称ニ而御平民様と格別之隔別有之、御本村様御規定御座候処、御一新ニ付而は難有御趣意ヲ以て、御天朝様ヨリ平民同様被為仰出、古来稀成御趣意之程奉戴仕、格別相慎ミ可申之処、却而心得違ノ廉ニ奉恐入先非後悔罷在候、然ル上は土居内一同相慎ミ、向後従前之通礼讓相守、急度相勤可申候、尚御本村は不及申他村ニ至ル迄、御門内ニおいて履物等仕間敷候、且途中ニ而御出合申候節は、従前之通り履物ヲ取、厚ク礼讓ヲ尽可申候間、是迄心得違之段平ニ御免被成下度、偏ニ御詫奉申上候、依之一同連印御詫一札奉差上

候処如件

明治六年五月廿九日

勝加茂東村 元穢多 粉吉

(以下、一九名連署)

御百姓衆中様

といった内容である。<sup>30</sup>この文書からは、一般の百姓を「御平民様」とか、「御百姓衆中様」と呼ばなければならぬ被差別民衆の苦衷とともに、そういう呼び方をされて喜んで一揆群の傲慢と頹廢を感じる。このなかで約束されているのは、「御門内ニおいて履物等仕間敷」とか、道で出会っても「履物ヲ取、厚ク礼讓ヲ尽」すといった、「旧慣」への復活だけである。

おわりに

筆保ら上層農民の意識と、一揆に参加した中下層農民との意識に一定の乖離があることには注目しなければならぬが、蜂起した農民たちは「白衣の男」に恐怖し、戸長・副戸長・盗賊目付らを攻撃している。小学校もまた、彼らにとっては「文明開化」の尖兵であった。<sup>31</sup>

被差別民への襲撃の問題には、一揆勢に対して吉原村の被差別民の人々が、「決テ元穢多ト可相成所存無之」と詫書をだすのを拒否していることからわかるように、被差別民自身の「平民」化への強い願望が底流にある。また、一般農民の方は、このままでは異人の支配となり、「穢多ト同様ニ」扱われて「人種キレル」という近世的な種姓Ⅱ血統観念から被差別民の「解放」に反対している。

その場合、ここでは一揆に参加した農民の「御百姓」意識という問題を指摘しておきたい。近世史では、蜂起し

た農民の「御百姓」意識などが高く評価される。確かに「御百姓」意識が幕府や藩に向けられた時、「仁政」を要求する抵抗の原理になるかもしれないが、この意識がひとたび自分たちより下層の人々や被差別民に向けられた時、鼻持ちならない特権Ⅱ差別意識に転化するということも忘れてはならない。

また、この一揆の要求の保守性や旧藩士族や有力者の説得によって解散していることなどから考えても、とても半プロレタリア層による反行政闘争にまで転化したとは考えられない。私は、それは新政反対一揆の過大評価だと考えている。戸長、副戸長らを攻撃するとともに、小学校や被差別民を攻撃する農民たちの「御百姓」意識は、崩壊しつつある自己の共同体を守ろうとする農民の危機意識の現われであったと思われる。この点は、美作の社会経済構造を分析するなかで、次に考えてみたい。

註

- (1) 柴田一『渋染一揆論』(八木書店、一九七一年)一七七頁。なお一八七二年の備北の農民一揆については、上杉聰「部落襲撃に関する新史料『岡山県暴動一件』」(『部落解放研究』第三七号、一九八三年)参照。
- (2) 明山修『『新古平民騒動』の研究』(『ひょうご部落解放』第三五・三六・三七号、一九八九年)。
- (3) 茂木陽一「明治六年北条県血税一揆の意義」(『日本史研究』第二三八号、一九八二年)、同「新政反対一揆と部落攻撃」(『部落問題研究』第九二輯、一九八七年)、同「新政反対一揆の構造」(部落問題研究所編『近代日本の社会史的分析』部落問題研究所、一九八九年)、同「民衆動員の構造」上・中・下(『三重法経』七八・八〇・八二号(一九八八〜九九年))、同「大区小区制期の民衆闘争」(『日本史研究』第三三〇号、一九九〇年)。
- (4) 拙稿「『解放令』と農民闘争」(『部落問題研究』第一〇六輯、一九九〇年)。
- (5) 好並隆司「明治六年美作一揆の再評価」(後藤陽一他編『近世中国被差別部落史研究』明石書店、一九八六年)三七一〜三七四、三九五頁。なお好並氏らの研究に対する批判としては、拙稿「書評 好並隆司編『明治初年解放令反対一揆の研究』」(『岡山地方史研究』第五五号、一九八七年)参照。

- (6) 矢吹正巳『北条県下暴動記』一九二八年(長光徳和編『備前・備中・美作百姓一揆史料』第五卷、国書刊行会、一九七八年、以下、『百姓一揆史料』と略)二二二八頁。
- (7) 『北条県史』(同右)一八九一〜一八九二頁。
- (8) 『太政類典』(同右)二〇二二頁。
- (9) 寺岡雄平『美作騒動記』一九二二年(同右)二二一五頁。〈血取り〉の流言があったことは、『太政類典』の「北条県届」などからもわかる(同右、二〇一五頁)。
- (10) 『北条県史』(同右)一九七七頁。
- (11) 『美作騒動記』(同右)二二一六頁。
- (12) 『北条県下暴動記』(同右)二二二九頁。
- (13) 『美作騒動記』(同右)二二一六頁。
- (14) 『北条県下暴動記』(同右)二二三〇頁。
- (15) 『美作騒動記』(同右)二二一六頁。
- (16) 同右、二二一七頁。
- (17) 加茂町史編纂委員会『加茂町史本編』(加茂町、一九七五年)四六四頁。以上、特に断りのない場合、加茂町周辺の記述は同書による。
- (18) 以下の記述は、特に断りのないかぎり『北条県下暴動記』による。
- (19) 矢吹孝夫『作州農民暴動記』(矢吹修『近世作南農村史料』第二卷、柵原町郷土文化研究会、一九七二年)六四六頁。
- (20) 『北条県下暴動記』(同右)二二三五頁。
- (21) 『太政類典』(同右)二〇一三頁。なおこの「臨機処分」については、羽賀祥二「明治初期太政官制と『臨機処分』権」(明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』吉川弘文館、一九九二年)参照。
- (22) 戸数・人口は、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』(『百姓一揆史料』二二〇一頁。処刑者の数は、『北条県下暴動記』(同右)一九八五頁)。
- (23) 『北条県史』(同右)一九八五頁。
- (24) 『太政類典』(同右)二〇二四〜二〇二五頁。



(25) 豊田貢『遭難記』(同右)二二二三頁。

(26) 『明治六年夏美作全国騒擾概誌』(同右)二二〇二頁。

(27) 同右、二二〇二頁。

(28) 『北条県史』(同右)一九九〇～二〇〇一頁。

(29) 久米郡教育会編纂『久米郡誌』(久米郡教育会、一九三三年)一一八〇頁。

(30) 寺阪彰郎『美作騒擾史料鈔 全』(作陽書房、一九七八年)後篇八一頁。また、先の『久米郡誌』には――

その時表木部落で一札を書いた。書きはしたものゝ宛名を誰にして好いかかわからない。途方にくれて小原の医者で寺小屋の師匠をしていた池上氏のところへ相談に来た。折柄来合していた池上氏の弟佐々木氏(医師、寺小屋の師匠)は「よしおれが書いてやろう。」

といひさま筆をとつて墨痕鮮かに記して曰く

国中お歴々様

という逸話が載せられている(二一八一頁)。

(31) 秋山和夫「明治初期における岡山県の初等教育」(岡山大学教育学部『研究集録』第九号、一九六〇年)によると、北条県では「騒擾当時既に四六の小学校が開設されていた」が、その殆どが「破毀焚焼」されている(二六・二九頁)。

(付記) 本稿の作成にあたっては、元岡山県文化センターの定兼学氏の多大な御教示を得た。記して感謝したい。